

伊豆市産業振興機械等の取得等に係る確認申請事務処理要綱

制定 平成29年6月1日 伊豆市告示第135号

改正 令和元年7月1日 伊豆市告示第39号

改正 令和4年1月26日 伊豆市告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく産業振興機械等の取得等に係る確認申請の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請)

第2条 租税特別措置法施行令に規定する市長の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、産業振興機械等の取得等に係る確認申請書(様式第1号(半島振興法)又は様式第2号(過疎地域特別措置法)。以下「申請書」という。)に必要事項を記入のうえ、正副2部を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の取得等をした場所が確認できる書類の写し
- (2) 設備の取得等の日が確認できる書類の写し
- (3) 業種及び資本金が確認できる書類の写し
- (4) 当該取得価額が確認できる契約書又は領収書の写し

(確認申請書の処理)

第3条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を確認し、申請書を受理した日から30日以内に、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日 伊豆市告示第39号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年1月26日 伊豆市告示第13号)

この告示は、公示の日から施行する。